

東アジアにおける多国間安全保障の限界と可能性 —テロ対策枠組における **feasibility** の視点から—*

李 東潤¹

木村博尚²

島村俊一郎³

谷口悠子⁴

土屋貴裕⁵

横川 毅⁶

藤森真理亜⁷

2003 年 11 月 06 日

*本論文は、慶應義塾大学総合政策学部小島朋之研究プロジェクト 2003 年度秋学期第 1 班グループワークの報告として提出されたものである。本論文を執筆するに当たって、小島朋之慶應義塾大学総合政策学部長を始め、神保謙慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師、増田雅之防衛庁防衛研究所研究員及び小島朋之研究プロジェクトのメンバーの方々に大変貴重かつ有用なコメントを頂いた。ここに感謝の意を記したい。なお勿論、本論文に於ける一切の誤りは筆者一同に帰するものである。

¹ 慶應義塾大学総合政策学部 2 年、E-mail : s02964dl@sfc.keio.ac.jp。

² 慶應義塾大学総合政策学部 3 年、E-mail : s01313hk@sfc.keio.ac.jp。

³ 慶應義塾大学総合政策学部 3 年、E-mail : s01447ss@sfc.keio.ac.jp。

⁴ 慶應義塾大学環境情報学部 3 年、E-mail : t01601yt@sfc.keio.ac.jp。

⁵ 慶應義塾大学環境情報学部 3 年、E-mail : t01625tt@sfc.keio.ac.jp。

⁶ 慶應義塾大学総合政策学部 3 年、E-mail : s01972ty@sfc.keio.ac.jp。

⁷ 慶應義塾大学総合政策学部 4 年、E-mail : s01011mf@sfc.keio.ac.jp。

章立て:

序章 問題の所在	3
第1章 「9・11」後の世界における脅威	4
第1節 安全保障における脅威の分類	4
第2節 国際安全保障上の脅威の変容	5
第3節 「非対称脅威」への多国間協力	6
第2章 ステージ別の対テロ枠組概観	7
第1節 超地域的多国間枠組での取組	7
第2節 地域的な多国間枠組での取組	8
第3節 二／三国間枠組でのテロ対策	10
第4節 東アジア各国での対テロ対策	13
小結	15
第3章 多国間協調による対応の限界	15
第1節 多国間安全保障協力の限界性	15
第2節 多国間協調での対策の限界性	16
小結	19
第4章 多国間協調枠組体制の可能性	20
第1節 ASEAN+3 枠組による可能性	20
第2節 非軍事的手段によるテロ対策	21
第3節 「対テロ」有志連合の恒常化説	22
小結	22
終章 結論 政策的インプライケーション	23
参考文献	25
図表	27

序章:

問題の所在⁸

2001年に発生した米国同時多発テロ(9.11テロ)は、21世紀の「国際情勢に対して最も大きな影響を与えた、衝撃的な出来事であった」ばかりでなく、米国を始めとする世界各国の安全保障概念、とりわけ脅威に対する認識に大きな衝撃を与えた⁹。つまり、それまで最大の脅威とされていた、ソ連や中国といった国家が主体となる脅威に替わり、テロ等の非国家主体が国家及び国際社会に対する喫緊の脅威となったことが、確固たる事実として認識されたのである¹⁰。これにより、テロは国際社会全体の平和と安定にとって大きな脅威であることが認識され、「テロへの取組が米国を中心に国際社会の課題となった」¹¹。翻って米国の同盟国である日本でも、このような認識は加速度的に浸透してきたと言えるだろう。

国際社会は9.11テロ以降、テロの防止・根絶のために、米国を中心とする国際的な連帯を形成してきた¹²。実際に、「多国間、地域間及び二国間における協力を通じ、国際テロ対策を強化」するなど、テロ撲滅のために様々な取組を包括的に続けてきている¹³。しかしながら、国際テロ組織等の非対称脅威は世界中にその拠点を保持しており、様々な取組が形成されつつあるものの、根本的な解決には至っていない。というのも、こうした非対称脅威のように、「誰が、いつ、どこで、なぜ、脅威を与え、攻撃してくるのか更に予測が困難になっており、予測困難で複雑かつ多様な脅威の重層化・常態化が今日の安全保障の大きな特徴となっている」からである¹⁴。それ故、そうした脅威等への対応についても変化が見られている。特に「米国は、脅威が特定できることを前提とした『脅威ベース』の戦略を放棄し、敵の能力はどのような脅威を与えるか、それに対処するためにはどのような能力が必要かに焦点を当てた『能力ベース』の戦略へと考え方を転換して」いるのである¹⁵。

では、トランスナショナルな非対称脅威、例えばアル・カーイダのようなテロ組織に対し、東アジア各国はどのように対処し、これを抑止すればよいのであろうか。まず、主体がトランスナショナルである、という点に鑑みて、国家が単独で抑止・対処し得る性質の脅威でないことは想像に難くない¹⁶。即ち、一国の自衛力のみでは、国家の安全が脅かされる事態に対処できない以上、他国と協調・協力して抑止・対処を図るのは必然であると言えよう。しかしながら一方で、ARFや国連等の多国間枠組は、これらを構成する主体の多様性か

⁸ そもそも「安全保障 (security)」という言葉は、ラテン語の“*securitas*” に起源を求め、安全を脅かされるという「不安 (cure) を「分離 (se) する、つまり不安や脅威を排除する、という意味に由来している。赤木完爾「安全保障論」『2003年後期慶應義塾大学法学部講義』(第1回、2003年9月29日)。この文脈において「人間の安全保障」や「環境安全保障」、「エネルギー安全保障」なども安全保障の範疇に含めることは可能であるが、国際政治上の行為主体として最も重要なアクターが依然として国家である、という点は否定し難い。即ち、国家が最も重要視する「不安」は、自らの生存に係わる脅威であり、国策の基盤が「伝統的な安全保障概念」にあることは、疑いようの無い事実である。一方、国家の安全保障を達成する手段として、「外交による協調」を無視することは出来無い。とはいえ、「安全保障」の概念が拡散することは本稿に於いて望ましくは無く、この観点から、本稿における「安全保障」の概念は、飽くまでも「伝統的な安全保障」並びに「協調的安全保障」概念の分野に限定して使用する。尚、「伝統的な安全保障」とは、「国家が、自国の領土、独立、および国民の生命、財産を、外敵による軍事的侵略から、軍事力によって、守る」という概念を指すものであり、「協調的安全保障」とは「懸念の源となる国や対立関係にある国をも含めて域内の全ての国が体制に参加した上で、諸国の協調によって体制内の不特定の潜在的脅威が顕在化して武力衝突につながることを予防し、紛争の平和的解決を図る、という概念を指す。神谷万丈「安全保障の概念」防衛大学校安全保障学研究会『安全保障学入門』(亜紀書房、2001年)、8-16頁。

⁹ 外務省編『外交青書 第45号(平成14年版)』(財務省印刷局、2002年)、2頁。

¹⁰ 「テロ」という概念を客観的に定義することは難しい。即ち、『テロリズム』や『テロリスト』は相手を侮蔑するときに使う主観的な用語であるだけに、客観的にテロリズムを定義付ける作業は極めて厄介なのである。ただし、例えば「国家に向けられ、かつ特定の人々、集団、もしくは公衆の意識に恐怖状態を造り出すことを意図もしくは計算に入れている犯罪行為」(テロリズムの予防と処罰に関する条約、1937年)のような、一定の規定は為されている。宮坂直史『国際テロリズム論』(芦書房、2002年)、25-217頁。

¹¹ 防衛庁編『日本の防衛 防衛白書 平成15年版』(ぎょうせい、2003年)、3頁。

¹² 外務省編『外交青書 第46号(平成15年版)』(国立印刷局、2003年)、140頁。

¹³ 外務省編、同書、141頁。

¹⁴ 防衛庁編、前掲書、3頁。

¹⁵ 防衛庁編、同書、2頁。

¹⁶ このことは、トランスリージョナルな非対称脅威である、とことを必ずしも意味しない。無論、「国際テロ組織によるテロ攻撃の危険は、もはやどの国をも例外とせず及ぶもの」であり、各国は国際テロ組織の打破のために協力を要する。しかし、アブ・サヤフやジェマ・イスラミアなどのテロ組織の様に、国際的テロ組織ではあってもある程度活動範囲を限定することは可能であろう。

ら効果的な対策を打ち出すことが出来ず、極めて多くの主体に於ける最大公約数的な水準の対策に留まっている。それ故、「新たな多国間安全保障の枠組の必要性も今後の課題」であると考えられる¹⁷。それでは、東アジアに於いて、非対称脅威に対し抑止・対処の機能を果たし得る多国間枠組とは、一体如何なるものであろうか。或いは、その様な枠組は存在し得ないのであろうか。これが本稿の問題意識である。

これまでに、東アジアにおいて非対称脅威に対して何らかの対策を試みているのは、**ARF** や **ASEAN+3** (日本・中国・韓国)、**6ヶ国協議** といった多国間枠組である。中でも **ARF** は、「アジア太平洋地域において、全域的な政治・安全保障に関する唯一の対話協力の場であるとともに、国防当局からの参加も得て各種政府間会合が開催されているという意味で」は意義深い枠組みである¹⁸。しかし、**ARF** や **6ヶ国協議** といった枠組は、脅威を組織に内在化し、信頼醸成措置や予防外交といった非軍事的手段を用いて解決していこうとする、所謂協調的安全保障体制である。非対称脅威とは、その名の示すとおり国家に対して非対称な主体による脅威であり、固有の領土を持たない以上、懲罰的抑止のような抑止の形態は成立し得ず、またこの脅威を内在化することも困難なため、信頼醸成措置のような手段が有効であるとも言い難い¹⁹。さらに、日米同盟に代表される同盟枠組は外在型の脅威を念頭に置いており、協調的安全保障体制のように脅威を内在化する必要には縛られないものの、非対称脅威に対する抑止・対処に成功しているとは言えず、これのみで決定的な抑止・対処の枠組となることは不可能である。

以上の問題意識を踏まえた上で、本稿では先ず東アジアの安全保障環境にトランスナショナルな非対称脅威がどのような影響を与えているのか、という点を概観し(第1章)、同地域に於いて、テロ組織に対して何らかの対策を取っている、もしくは取ろうとしている多国間枠組、或いはユニラテラルな取組を考察する(第2章)。その際、各枠組の成立過程及び背景、またそこで採択されたテロ対策の具体的内容、その実効性及び採択の背景を中心に分析することで、上記の問題意識の裏付けを図る。さらに、第2章までの考察を基に、テロ対策における多国間協調枠組の限界性(第3章)を論証する。そして、それを踏まえた上で、多国間協調枠組みの可能性(第4章)を考察することで、如何なる枠組(複合的な枠組を含む)がテロ対策において実効的であるか、またその枠組に日本はどのように貢献できるか、という点を模索・検討する(終章)ことを、本稿の最終目的に設定する。

国際社会が今後とも安定を維持し、一層の繁栄を実現するためには、非対称脅威に対して共通認識を持つ国々が連帯して取り組むことが不可欠である。また、こうした取組に日本が積極的に協力・参画していくことは、テロ組織から日本を防衛する、という意味だけではなく、「日本の安全と繁栄を確保する上で重要な、アジア太平洋地域の平和と繁栄の確保に貢献する」意義を持ち合わせている²⁰。本稿が、この究極的な安全保障を達成する際に不可欠な基盤となる、脅威への抑止・対処に向けた枠組の構築を考察する一助となれば幸いである。

第1章：「9・11」後の世界における脅威

第1節 安全保障における脅威の分類

現在東アジアにおいては、「朝鮮半島で緊張緩和に向けた動きがあるなど、積極的な側面も見られる一方で、民族や宗教等、複雑で多様な要因を背景とした地域紛争の発生、大量破壊兵器やミサイルの拡散の進行等、依

¹⁷ 防衛庁編、前掲書、83頁。

¹⁸ 防衛庁編、同書、同頁。

¹⁹ 図2を参照されたい。山本吉宣「協調的安全保障の可能性」『国際問題』425号(1995年8月)、4頁。

²⁰ 外務省編『外交青書 第45号(平成14年版)』(財務省印刷局、2002年)、43頁。

然として不透明、不確実な要素が多く残されている」²¹。即ち、東アジアにおける脅威は多岐に亘り存在しているのだが、地域全体に及ぶ脅威の種類という観点から、主体の明確さと脅威の意図、という2点に基づいて大別すると、4つのカテゴリに分けることができる。第1に、伝統的な脅威である国家による武力行使、或いは非国家ながらも国際政治上に於いて独立した意思決定を行う、国家主体に準じた政治的主体による武力行使、第2に、冷戦終了後に噴出した各民族の独立意識によって発生した民族対立や内戦等、第3に、主体も意図も不明確な、例えば自然災害や環境破壊などの脅威、そして第4に、東アジア沿海に存在する海賊や、トランスナショナルなテロ組織に代表される非国家主体による脅威が挙げられる²²。

このような脅威に対し、第1に挙げたものに関しては、冷戦時代における米ソの相互確証破壊(MAD)、またその下での日米安全保障条約(日米同盟)のようなシステムにより、これまで効果的な抑止が展開されてきた。また、第2の脅威は、地域としては重要な問題ではあるが、幸運にも日本国内で民族対立や内戦が起きている訳ではなく、日本に対して直接的な脅威であるとは言い難い²³。第3の脅威に関しては、これに対して効果的な抑止・対処は存在し得ない。何故なら、このような概念は、脅威に主体が存在して初めて、意味を与えられるものだからである²⁴。そして、第4に挙げた非国家主体による脅威(非対称脅威)に対して、今まさに抑止・対処の方法が模索されていることは、諸々のテロ対策枠組等を見渡してみても明らかであろう²⁵。また、日本が現在直面している最も大きな脅威の1つも、この非対称脅威であることは、海賊の脅威やビンラディン声明等に鑑みて自明であろう²⁶。

第2節 国際安全保障上の脅威の変容

近代国家の成立以降、国家の安全保障上の最大の脅威は、他国家による侵略や攻撃であった。即ちそれは、上述の「第1の脅威」であり、具体的には、米ソ対立や現在も残っている朝鮮半島問題や台湾海峡問題などが代表的なものとして挙げられよう。しかし、冷戦体制の崩壊後、民族や宗教など、複雑で多様な要因が引き起こす「第2の脅威」である地域紛争が各地で悪化の様相を呈すようになった。そして、反政府組織や国際テロ組織

²¹ 外務省編『外交青書 第44号(平成13年版)』(財務省印刷局、2001年)、66頁。

²² 脅威の分類については、図1を参照されたい。

²³ こうした脅威に対して、日本が役割を果たさなくても良いということではない。しかしながら、本脅威は直接的被害を受けるという喫緊性の点で、次に挙げられる第4の脅威、即ち「非対称脅威」に劣ると言わざるを得ない。

²⁴ 安全保障の文脈で使われる「抑止」とは、信頼醸成などの非軍事的手段によって脅威を除去する「予防」と、軍事力の明確な行使により脅威を除去する「対処」との間に存在する概念であり、軍事力を保持すれども行使せず、「相手国にある行動をとらせないようにするために、もし相手国がそのような攻撃的行動に出れば、こちらは懲罰的な報復行動をとるぞと威嚇することによって、相手国が攻撃的行動に出ることを思いとどまらせることをいう。西脇文昭「核兵器と安全保障」防衛大学安全保障学研究会『安全保障学入門』(亜紀書房、2001年)、93頁。しかし、抑止が有効に機能するためには相手国(相手主体)が「死ぬことを恐れる合理的アクター」でなければならず、テロリスト並びにテロ組織がこれに該当するかは疑わしい。宮坂直史『国際テロリズム論』(芦書房、2002年)、137頁。無論、抑止の概念は、従来型の国家間紛争に於いては依然有効であり、抑止の重要性は、今日の世界に於いても追求されるべきである。しかしながら、従来の抑止の概念が働かない脅威等も存在する、ということである。即ち、こうした脅威に対しては、核等による大量報復が抑止になるとは限らないとして、従来の抑止の有効性が疑問視されるに至ったのである。なお、その予防・抑止に失敗した場合の対処にも国家は万全を期そうと努力する。また他方で、テロ組織はその性格から明確な領土を持ち合わせておらず、「報復に信憑性を持たせるには、テロリストの本拠地や関連施設の場所、活動内容などをほぼ完全に把握し、その諜報活動の成果を開示し、テロリストにも知らしめる必要がある。宮坂、同書、同頁。この場合、大規模な諜報活動が必要になるものの、「その行動が抑制される」と考えられている。宮坂、同書、同頁。

²⁵ 例えば、アフガニスタンにおける軍事行動は、従来の戦争のような国家対国家という構図ではなく、米国及び英国等を中心とした国際的に連帯する国家と、国際テロ組織及びこれを支援する現地の軍事勢力の対決という非対称的な構図で行われていた。外務省編『外交青書 第45号(平成14年版)』(財務省印刷局、2002年)、4頁。

²⁶ 近年、世界における海賊事件の報告件数は増加の一途を辿っており、国土交通省外航課の国際海事機関(IMB)『地域海賊行為報告センター年次報告書2001年1月版』の調査によると、1995年には188件であったが、2000年には469件と2倍強に増加している。この「海賊の脅威」は、特に東南アジア及び南西アジアの海域に於いて多発しており、2000年の報告件数の約65%以上に当たる305件が同海域によるものである。「海賊問題の現状と我が国の取り組み」(外務省ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/index.html>、2003年11月2日更新)。また、カタールの衛星放送アル・ジャジーラが2003年10月18日に流した、国際テロ組織アル・カーイダの指導者オサマ・ビンラディンとされる人物の音声テープの中で、日本が名指しで「報復」を宣告された。発言内容は以下の通り。「この不当な戦争に参加するすべての国々、特に英国、スペイン、オーストラリア、ポーランド、日本、イタリアに対してしかるべき時期と場所を選んで報復を行う。『朝日新聞』(2003年10月20日)。

が大量破壊兵器を保有するに至り、国際安全保障上の最大の脅威が、国家間で行われる対称的な戦争から、テロに代表されるような非対称的な「第4の脅威」に変容していった。これに伴い、国連を始めとする各多国間枠組みに於いてテロ対策における協力や新しい対応がなされるようになった。更に序章冒頭で述べた様に、2001年に起きた9・11テロは、米国のみならず世界を一瞬にして震撼させ、これにより世界各国は、「従来からその危険性が指摘されていたテロが21世紀を迎えた国際社会において現実の脅威となっている」ということを世界は認識させられたのである²⁷。このことから、これまでは考えられなかった国際テロ組織という非国家主体による大規模な攻撃によって、国家の安全保障が侵害される危険性が顕在化した象徴的な事件であったと言える²⁸。

第3節 「非対称脅威」への多国間協力

米国は9・11テロ以降、アフガニスタンとその周辺に於ける対テロ戦争を契機に、国際テロ組織の封じ込め・掃討のため、長期に亘る全世界的なテロとの闘いに入った。また、東南アジアをテロ根絶のための主要な対象地域の1つと考え、東南アジア諸国連合（以下、ASEAN）各国政府に対してテロ防止のための各種の支援を行っている。その典型的な例が、2002年初めから半年間にわたって、イスラム過激派のアブ・サヤフ掃討のために米軍がフィリピン軍と行った合同軍事演習である²⁹。こうした動きを通じて、アル・カーイダにつながる東南アジアのテロ・ネットワークの輪郭が浮かび上がり、東南アジアのテロは一国固有の問題ではなくなってきた。それを最も象徴する事件として2002年10月12日にはバリ島爆弾テロ事件が発生した³⁰。米国同時多発テロ事件以降、様々な会議の場でテロ対策について地域協力が提唱されてきたが、このバリ島での爆破テロを契機として、東南アジアと米国だけでなく、オーストラリアや日本を含むアジア太平洋地域の協力が拡大・強化され始めている³¹。「国際テロ組織によるテロ攻撃の危険は、もはやどの国をも例外とせず及びものである。米国をはじめとする各国は国際テロ組織の打破のための協力を実施しているほか、それぞれの国内においてもテロとの闘いを続けている」のである³²。

従来、アジア太平洋地域では、「政治・経済体制、経済発展段階、さらには文化的、民族的な多様性、明確で一元化された脅威対象の不在などを背景に、欧州における北大西洋条約機構（NATO）のような多国間による集団防衛的安全保障機構が発達せず、米国を中核とした二国間の安全保障取り決めの積み重ねを機軸として地域の安定が維持されてきた」³³。しかしながら、テロなどの非対称脅威への抑止・対処には、情報・金融面や法的枠組みの強化等の多岐に亘る分野における取組が重要となり、このような脅威への抑止・対処を達成するには、国際的協力関係を如何に構築できるかに懸かっているだろう。実際に、既存の多国間枠組みで非対称脅威に対して取り組んでいることとして、①各国の警察組織間で行われている情報交換、②テロ組織関連口座の資金停止措置、③大量破壊兵器の流出の防止、を主に挙げることができる。第2章以下で、各枠組み及び国家における具体的なテロ対策を概観していきたい。

²⁷ 防衛庁編、同書、5頁。「4年毎の国防計画の見直し（QDR）」（米国防省、1997年）においてもテロリストの脅威について指摘されている。

²⁸ 防衛庁編、同書、同頁。

²⁹ アブ・サヤフはフィリピン南部を中心に活動する国際テロ組織である。なお、米軍、フィリピン軍の共同演習名は「バリカタン」であり、2003年5月には「バリカタン03-01」が行われた。詳しくは、第2章第3節を参照されたい。

³⁰ この事件は、アル・カーイダと関係があるジェマ・イスラミア（JI）による犯行だとされている。2001年末にシンガポールとマレーシアで逮捕されたJIのメンバーの自供から、JIがシンガポールのほかマレーシア、インドネシアにもネットワークを形成していることが判明し、またアル・カーイダとの関係もそこで明らかになった。また2002年11月7日の米CNNの報道によると、アル・カーイダがウェブサイトで本事件に関与したことを認める声明を出している。防衛庁防衛研究所編『東南アジア戦略概観2003』（財務省印刷局、2003年）、43,47頁。また、関連する内容として、第2章第3節及び第4節を参照されたい。

³¹ 防衛庁防衛研究所編、同書、2頁。

³² 防衛庁編、前掲書、6頁。

³³ 外務省編『外交青書 第44号（平成13年版）』（財務省印刷局、2001年）、70頁。

第2章: ステージ別の対テロ枠組概観

第1節 超地域的多国間枠組での取組³⁴

第1項 国際連合のテロに対する取組み

2001年9月12日、国連は、9.11テロが起きた翌日に国連安全保障理事会を開き、犠牲者に対して哀悼の意を表すと同時に、テロに対して可能なすべての措置を行う必要があるとする「決議1368」を採択した。これを受けて、9月28日に開かれた国連安全保障理事会において「決議1373」を採択した。

この決議の具体的な内容として、まず全ての加盟国にテロへの資金援助を防止し、テロリストに対して安全な退避場所を与えないようにすることを義務付けた。また、国境警備業務、税関・移民手続き、法執行と情報協力、兵器移転の制限の見直しを行うことを各国に要請している。更に、各国が実行したこれらの措置を報告する義務を定めており、安全保障理事会の中にその実施を監視する委員会を設けることにも言及している³⁵。

その後のG8の会合において決議1373の内容の速やかな履行、G8以外の国への履行の働きかけを行うことを宣言することにより世界各国のテロ対策強化を図ろうとしている。

第2項 テロ防止に関する各種条約

現在テロ防止に関連するものとして、12の条約が締結されている³⁶。今各国が批准を進めている条約が「テロ資金供与防止条約」である³⁷。この条約はテロによる重大な事件が発生するようになりテロ組織に対する資金供与を取り締まる必要性が各国で認識されるようになったことを受けて1999年に成立した。具体的には、テロ行為に資金が使用されることを意図または認識して、不法かつ故意に資金を提供、または受領する行為を犯罪としている³⁸。

しかし、この条約を各国の国内法に適用しようとする際にテロ行為の定義自体が曖昧であり、どこまでの行為がテロと認識され犯罪とされるかが不明瞭であるという問題がある³⁹。このようなことから批准している国も少なく世界各国の条約の速やかな批准が求められている。

第3項 APECにおける取組み

2001年10月20日、21日に開かれた「アジア太平洋経済協力会議(APEC)非公式首脳会合」において、反テロ対策が発表された。経済問題を扱う会議であるAPECがテロ対策を話し合った背景には、APECがテロ行為を自由、解放的で繁栄した経済というAPECのビジョンに対する挑戦であると位置づけていることがある⁴⁰。具体的には、テロリストへの資金流入を禁止するための制裁措置を強化し、APEC加盟国が国際的な基準設置組織にかかわっていくこと、航空安全面での更なる協力、緊急時の石油、液化天然ガスの使用と調整についてAPECが率先して主導すること、捜査強化のために税関のネットワーク開発を促進すること、など

³⁴ 「超地域的」とは、英語の「trans-regional」を指す。

³⁵ 『国連安全保障理事会決議1373号第6項に基づくテロ対策委員会への報告』(在日米国大使館ホームページ <http://japan.usembassy.gov/www/hjp0047.html> 2003年10月28日更新)。

³⁶ 航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約(航空機内の犯罪防止条約(東京条約))、航空機の不法な略奪の防止に関する条約(航空機不法略奪防止条約(ハグ条約))、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(民間航空不法行為防止条約(モントリオール条約))、国際的に保護される者に対する犯罪防止及び処罰に関する条約(国家代表等犯罪防止処罰条約)、人質をとる行為に関する国際条約(人質行為防止条約)、核物質の防護に関する条約(核物質防護条約)、1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書(空港航行不法行為防止議定書)、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(海洋航行不法行為防止条約)、大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書(大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書)、可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約(プラスチック爆弾探知条約)、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(爆弾テロ防止条約)、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(テロ資金供与防止条約)。

³⁷ 正式名称「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」。

³⁸ 浅田和茂『国連テロ資金防止条約批准の無理と道理』(世界、2002年6月号)。

³⁹ 浅田、前掲論文 同頁。

⁴⁰ 『APEC首脳宣言』(外務省ホームページ、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2001/ss_gaiyo.html、2003年11月6日更新)。

が対策として挙げられた⁴¹。また、2002年9月6日に開かれたAPEC財務相会合では、テロ資金の流れを根絶する対策を強化することを改めて確認した。

そして2003年10月20日にAPEC首脳会議において「バンコク宣言」が採択された。この宣言では、国際的な拡散防止体制の強化と輸出規制による大量破壊兵器とその運搬手段の拡散阻止、民間航空機への脅威となる携行型対空ミサイルの規制強化、新型肺炎（SARS）などの感染症と細菌などによるバイオテロの防止、などの具体的対策が挙げられた⁴²。またこれらの対策の進捗状況をAPEC首脳会合ごとに議論することにも合意している。しかし具体的な目標や拘束力はなく努力目標の域を出ていない。

第4項 ARFにおける取組み

9.11テロ事件以降、初めてのARFの会合が、2002年の7月にブルネイで開催された⁴³。その中で採択された、「テロ資金対策に関する議長声明」では、テロリストやその協力者による金融システムの使用を防止することに協力することなどを盛り込んでおり、「国際平和のため、テロリズムへの資金の流れを断つことを決めた」と宣言している。具体的な資金規制の方法は、自国の法律の枠内でテロリストの一覧表を公開し、資産を凍結することなどを挙げている⁴⁴。

翌年の第10回ARF閣僚会合議長声明では、バリ島での爆弾テロ事件を受けて、国際テロに対処するための協力を強化するとの姿勢が再確認された。また、「テロ対策と国境を越える犯罪に関するインターセッションナル会合（ISM）」を今後も継続していくことが合意された⁴⁵。ARFでは、本来安全保障について話し合う枠組みであるはずだが、実効性が伴わない上、軍事、国防関係者の関与の弱さが指摘されていて有効性に疑問が持たれている⁴⁶。

第5項 ASEMにおける取組み

アジア・ヨーロッパ25カ国が参加するASEMでは、2000年の第3回ASEM首脳声明で資金洗浄・不法移民といった国際組織犯罪や国際テロなどの地球規模の問題への対応で、アジアと欧州が連携を一層強化する姿勢を表明した。そして、2001年の米同時多発テロ事件後の2002年の第4回ASEM首脳会談で採択された「国際テロリズムに関する協力のためのASEMコペンハーゲン宣言」で、重要な国際的事件について迅速に協議するASEMの非公式機関の設置、税関の連絡ネットワークの強化、金融犯罪や資金洗浄に関する協力の促進などの行動計画を謳っている⁴⁷。しかし、ASEMは対象国が多く、会合が2年に1度の割合でしか開催できておらず、また、2000年の首脳会談にはヨーロッパの多くの首脳が遅刻や早退をし、この枠組みに対する重要性を疑問視している国がある⁴⁸。

第2節: 地域的枠組におけるテロ対策

第1項 ASEANにおけるテロ対策の変遷

ASEANでの討議は従来、経済協力が中心であり、ASEANにとって過去、安全保障上の脅威は中国とベトナムであった。しかし、冷戦終結後はベトナムもASEANに加盟し、中国の経済的台頭により、地域の安全保障はテロ、麻薬など国境を越える犯罪や東ティモールを代表とする地域紛争にシフトしていった。

41 『朝日新聞』（2001年10月14日）。

42 『産経新聞』（2003年10月21日）。

43 『朝日新聞』（2002年8月1日）。

44 『朝日新聞』（2002年7月25日）。

45 『第10回ARF閣僚会合の概要』（外務省ホームページ、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/kakuryo10_g.html、2003年10月29日更新）。

46 『朝日新聞』（2002年8月1日）。

47 『アジア欧州会合』（外務省ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/index.html>、2003年10月29日更新）。

48 『読売新聞』（2000年10月20日）。

9.11 テロ事件以降のテロ対策には、インドネシアのように国内に、分離・独立運動や宗教紛争を抱える国家が存在したため、テロ問題を地域の安全保障問題として積極的に介入するよりも、各国の国内問題として扱う傾向が強かった。そこに大きな変革を起こしたのは、**2002年10月**に起きたバリ島爆弾テロ事件であった⁴⁹。

第2項 米同時多発テロ以降のASEANにおけるテロ対策

2001年11月4日のASEANとASEAN+3首脳会議で、「反テロ共同行動宣言」が採択された。具体的な内容として、テロリストやテロ組織に関する情報交換や捜査協力の強化、資金面でのテロ組織封じ込め、テロ対策を論議するASEANの閣僚会議の早期開催を掲げた⁵⁰。2002年5月にはASEAN内でテロ対策特別閣僚会議がクアラルンプールで開催され、域内のテロ対策協力をうたった共同声明を採択し、テロ撲滅の地域協力体制構築のあり方を協議した。この中で具体的に各国が責任を持って取り組まなければならない条項が盛り込まれ、情報収集訓練をマレーシア、対テロの地域戦略に関する作業部会設置をインドネシア、爆発物の探知、処理と空港警備の訓練をシンガポールが担当することとなった⁵¹。しかしながら、内政不干渉と全会一致を原則とするASEANにおいてどこまで各国の治安問題に踏み込むテロ対策についてASEANの枠組みでの協定がどれほどの実効性を伴うのか疑問視されている⁵²。

第3項 バリ島爆弾テロ事件以降のASEANにおけるテロ対策

ASEANにおいて反テロに対する動きへの実効性が疑問視されている中で2002年10月にインドネシアで起きたバリ島爆弾テロ事件はASEAN各国に衝撃をもたらした。このバリ島での事件を受け、同年11月には、ASEAN+3が「テロに関する宣言」を採択した⁵³。この宣言には、テロと戦うためにASEAN諸国間で情報交換、協力、調整を深める」と強調し、ASEAN+3、ARFのテロに関する国際会議を来年3月に開催するなど、域外諸国との協力にも重点を置くとしている。また、ASEAN10カ国は、マレーシアに情報交換や共同捜査を行う反テロ地域センターを設置することに合意をした。この反テロ地域センターは2003年7月1日にマレーシア政府外務省内に「東南アジア反テロセンター」として開設された。しかしジャカルタ爆弾テロ事件が発生する。これを踏まえてASEAN+3首脳会議でテロ対策における非軍事分野の安全保障協力などをうたった「ASEAN協和宣言2」を採択した。ここで、特筆すべき点は、テロ対策など、国境を超える犯罪への対処などでの協力を目指す「ASEAN安全保障共同体」という新しい枠組みの創設に合意した点である。具体的には、国際テロや麻薬など国境を越えた犯罪への一致した対応、地域紛争の平和的解決、平和維持活動などである。ASEANには既存の地域紛争処理システムとしては、地域の政治・安全保障協力を規定する東南アジア友好協力条約に「高等評議会」での協議が定められているが、同評議会はこれまで開催実績がなく、「ASEAN安全保障共同体」は同評議会など既存のシステムの活用も模索している⁵⁴。しかし、ここに至ってもまだ、大きな足枷となっている内政不干渉原則の見直しは実現されていない⁵⁵。

第4項 ASEAN+米・中・ロでの宣言

2002年8月1日ASEANと米国の間で反テロ協力を定めた「国際テロ撲滅で協力するための共同宣言」が調印された。この宣言は、内政不干渉の原則を認識した上で、テロ資金に関する情報の収集と交換を図り、警察・司法・行政の各分野でテロ対策を効果的に進める方法を検討し、相互のテロ対策部署の連絡を緊密化するこ

⁴⁹ 防衛庁編、前掲書、47頁。

⁵⁰ 『毎日新聞』(2001年11月5日)。

⁵¹ 『毎日新聞』(2002年5月21日)。

⁵² 『毎日新聞』(2002年7月30日)。

⁵³ 『毎日新聞』(2002年11月4日)。

⁵⁴ 『毎日新聞』(2003年10月1日)。

⁵⁵ 『読売新聞』(2003年10月8日)。

とを柱としている⁵⁶。ASEAN とロシアの間では、2003年6月19日に安全保障上の包括的な協力をうたった「アジア太平洋地域の平和と安全、繁栄と発展のためのパートナーシップに関する共同宣言」が調印された⁵⁷。

ASEAN と中国の間で「中国・ASEAN 平和と繁栄のための戦略的パートナーシップ宣言」が合意された。この宣言の中では、戦略的パートナーシップは非同盟的なもので、排他的な関係を規定するものではなく、地域の平和と安定を促進するための安保対話を適切な時期に開催することをうたっている。

第5項 上海協力機構におけるテロ対策

上海協力機構は2001年6月に、それまであった「上海5（中国・ロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタン）」にウズベキスタンを加え、国際テロなど安保問題での協力強化のために常設的機構として発足した比較的新しい枠組みである。設立当初から、国際テロ・民族分裂主義・宗教過激主義に対して共同で対処することを定めた「上海協定」に署名した⁵⁸。また、同協定内には、キルギスの首都ビシケクに「反テロセンター」を設け、捜査情報の共有やテロ組織の資金源となる麻薬密輸の共同取り締まりなどを進めることが述べられている。2003年8月には、この機構を元に国際テロ対策の合同軍事演習が中国国境付近で開始された⁵⁹。しかし、上海協力機構は、地域的に東アジアというよりは中央アジアに位置し、またこの機構で対象とされている国際テロに新疆ウイグル問題やチェチェン問題などが中心となっているため東アジアの中心となる枠組みとは考えにくい。

第6項 日中韓3ヶ国におけるテロ対策

日中韓3ヶ国間協力は、1999年に初めて開催された日中韓首脳会合を契機として、地域の繁栄の実現に向け、経済、金融、環境分野での協力を中心に推進してきた⁶⁰。米同時多発テロ事件の後に開かれた2001年11月の三ヶ国首脳会談では、警察による情報交換などを通じた協力を申し合わせた。2002年7月に初めて外相レベルでの会合を主催し、経済協力だけでなく、国際テロや海賊などの国境を超える問題でも協力を進めることになった。同年11月にカンボジアで行われた日中韓首脳会合では、これまでの信頼関係を基礎に、「繁栄のための協力」を一層深化させるとともに、「安定のための協力」も含めた幅広い分野において日中韓三国間の協力を推進していく考えを表明し、朝鮮半島情勢について意見交換を行った。今後、日中韓が率先してASEAN諸国との具体的協力を一層進め、東アジア全体の地域協力の拡大、深化につなげていくことが期待されている。しかし、この枠組みにおいて最重視されている脅威は、国際テロよりも北朝鮮問題であり、国際テロに対する効果的な協調体制を構築していない。

第7項 コブラ・ゴールド⁶¹

米国と東南アジア地域における合同軍事訓練であるコブラ・ゴールドでは冷戦終結後、対麻薬を中心とし、信頼醸成や軍事協力をその開催目的が置かれるようになった。とりわけ、9.11テロ後はその色合いが濃くなったといえる。2001年11月には米国はタイに対して同演習の目的に対テロを含めたい、との意向を示している⁶²。そのような中、シンガポールは9.11テロ後、反テロの立場を明確化し、2002年5月にはかかる合同軍事訓練に参加をしている。また、米国とマレーシアにおいては両国間でのテロ対策が具体的効果を示さない中、

⁵⁶ 『毎日新聞』（2002年8月2日）。

⁵⁷ 『毎日新聞』（2003年6月20日）。

⁵⁸ 『毎日新聞』（2001年6月15日）。

⁵⁹ 『毎日新聞』（2003年8月7日）。

⁶⁰ 外務省編『外交青書 第46号(平成15年版)』（国立印刷局、2003年）、57頁。

⁶¹ コブラ・ゴールドは東南アジア最大規模の多国間軍事訓練である。1982年にタイと米国による2国間軍事訓練として始まり、毎年開催されてきた。当初は伝統的な脅威に対するタイ軍と米軍による共同対処を想定した戦闘訓練であったが、冷戦の終結後多国間軍事協力や信頼醸成の場としての位置づけがなされるようになった。（沖縄平和協力センターホームページ、<http://www.namcle.com/opac/whatsnew/2003/10/files/sr03.pdf> 2003年11月19日更新）

⁶² （岡崎研究所ホームページ、<http://www.glocomnet.or.jp/okazaki-inst/diaries/diary112101.html>）

2003年のコブラ・ゴールドへの不参加を表明するなど、テロ対策を巡り米国との協調姿勢を確認する場となりつつあるとも言える⁶³。

第3節 二／三国間でのテロ対策枠組

第1項 米国と日本

日本は9.11後、日米首脳会談にて報復活動に関する対応を協議し、テロとの戦いで結束を確認した⁶⁴。2001年10月には、テロ対策特別措置法案に関連して、テロに備えて在日米軍の関連施設などを自衛隊が警備できるようにする自衛隊法改正案を可決した⁶⁵。ポーズとしての文言だけでなく、具体策実行に向けた法整備がここで行われた。同年11月には、アフガニスタンに対する報復攻撃の対米支援の閣議決定にて自衛隊の活動を、米軍に対する燃料の輸送・補給を中心に据え、護衛艦・補給艦の計5隻を派遣する事を決定した⁶⁶。また、証拠や証言に関する捜査協力を日米の捜査当局間で行うことを可能にする「日米捜査共助条約」を結び、アジア域内に広がるテロ・ネットワーク根絶に向けた法的枠組みの制定を達成した⁶⁷。

第2項 米国と韓国

韓国は2002年12月の米韓安保理協議会で、テロ対策での協力、在韓米軍の必要性などについて確認し、米韓同盟が北東アジアの平和と安定に寄与する事で一致した⁶⁸。また、米韓両国は、共同防衛能力を高めるために、共同演習を行っている。大規模実働演習として、後方地域における合同演習として毎年秋に行われていた「フォール・イーグル」が、2003年3月連合戦時増援演習「RSOI」と同時期に行われた⁶⁹。しかし、米韓両国間での軍事演習は主に朝鮮半島における不測事態に対処することを目的としており、東アジア地域におけるテロ組織の根絶や対策を目指したものとしての有効性は低いものと見られる。

第3項 米国と中国

中国は9.11テロに対し素早い反応を見せ、テロに対する強い非難を表明するとともに、地球規模でのテロの脅威を撲滅するため、「あらゆる国家、国際組織と戦う用意がある」とした。その上で、国際社会だけでなく米国との対話の強化、協力の展開を通じた「あらゆるテロリズムの暴力活動に対する共同打撃」を呼びかけた。米中両国は2001年9月末と12月にテロ対策協議を行ない、その中で中国政府は、FBIの司法担当官を北京に駐在させることを承認し、資金供与と法執行に関する米中テロ対策作業部会を設置することにも同意した。更に中国は、米国の要請に応える形で、テロリストの資金供与を阻止するため国内の銀行を検査した⁷⁰。このような、中国による積極的な米国との協調姿勢は、米国に高く評価されている。

第4項 米国とインドネシア

ジェマ・イスラミアの本拠地であるインドネシアは、2001年9.11テロ直後に米、インドネシア間で軍事面での交流再開や、インドネシア国軍の改革に米国が協力することなどに合意した。2001年12月、および2002年8月には、インドネシア政府は、国内の米国関連施設等へのテロ攻撃の準備を行っていたとされるイスラム過激派組織ジェマ・イスラミアのメンバー等、計30名を逮捕している。更に、2002年2月には、インドネ

⁶³ これまでに、マレーシア政府は、9.11テロ後、国内テロ組織に対する米国の情報・諜報活動に協力し、金融面でのテロ対策を実行するなど、対策を強化してきた。また、マレーシア政府の、米国大使館や外交官宿舎の周辺警備を強化するなどの行動を、米国は評価し、2002年5月に行なわれた米国とマレーシアの首脳会談では「対テロ」の協力強化で一致をみた。

⁶⁴ 『日米首脳会談』（首相官邸ホームページ、<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumiphoto/2001/09/25nitibe.html>、2003年11月6日更新）。

⁶⁵ 『朝日新聞』（2001年10月17日）。

⁶⁶ 『朝日新聞』（2001年11月17日）。

⁶⁷ 『朝日新聞』（2003年8月6日）。

⁶⁸ 防衛庁編、前掲書、53頁。

⁶⁹ 防衛庁編、同書、55頁。

⁷⁰ 『国際テロ年次報告書 東アジア概観』（在日米国大使館ホームページ、<http://usembassy.state.gov/tokyo>、2003年11月6日更新）。

シアと米国の軍事交流を近く再開することに同意した⁷¹。2002年4月には、米国防相とインドネシア国防相の会談により、両国の軍事交流が再開された⁷²。米国は、軍事交流の再開をきっかけに、インドネシアに対する影響力の拡大を試みている。

一方のインドネシア側は、99年から供給が止まっている軍用機の部品や武器の禁輸解除などを望んでいる。同年5月には、米国下院が総額290億ドルの対テロ支援の一部として、インドネシア警察の訓練に800万ドルの援助を認める決定を下した⁷³。国防総省は、軍事支援も可能にするように議会への働きかけを強めている。

第5項 米国とフィリピン

東南アジアにおいて、国際的な対テロ対策を最も強力に支持しているのがフィリピンである。フィリピンは、連合軍に対して、医療や広範な領空通過許可、および米軍機の離着陸権を提供した。

2002年1月には、フィリピン南部のミンダナオ島で、米海兵隊と比空軍による合同軍事訓練および演習「バリタカン01～02」を、テロ掃討戦に目的を絞り実施した。この訓練によって、アブ・サヤフの勢力が縮小したと言われている⁷⁴。軍事レベルにおける、両国の連携、協力が進む中、両国はアブ・サヤフ掃討のための、対テロ作戦協力関係を制度化し、米国側が計5千万ドル（約58億円）の追加支援を行うことを発表した⁷⁵。また、2002年には、米比間で燃料や食料補給が容易となる軍事補給提供合意である、「相互後方援助協定（MLSA）」を締結した⁷⁶。ブッシュ大統領は2003年、同盟国としてフィリピンを日本と同様の「NATO外の軍事同盟国」と呼ぶなど、軍事面での協調姿勢を高く評価している。また、合同軍事演習がアザ・サヤフの勢力縮小に効力を発揮し軍事の細部にわたって協力関係を築いているこの例は、二国間協力によるテロ対策の有効な例として挙げられる。

第6項 インドネシア、マレーシア、フィリピン

2001年11月、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの四カ国は、テロや海賊などの国際犯罪を協力して取り締まる多国間協定を検討した。そして、2002年5月7日、タイを除く3カ国は、海賊防止を含むテロリストの個人情報や活動組織などの情報交換を行うことを盛り込んだ、三カ国協定「情報交換・連絡手続策定に関する合意」を結んだ⁷⁷。また、その後、タイ、カンボジアも加盟した。

第7項 中国とロシア

2002年8月、中国とロシアは共同軍事演習を行った⁷⁸。大陸系香港紙「文匯報」は、アルカーイダが壊滅していないことや、中国新疆ウイグル自治区で反政府組織が活発であることなどから、演習の仮想敵が中央アジアのテロ集団であると報じた。しかしながら、中国は、基本的に外国との軍事同盟を結ばず、軍事演習も行わない立場をとっているだけに、この演習が国内外に存在するテロ組織への牽制効果をねらったものか、米国や台湾を睨みながら軍事演習の情報を積極的に流しているものなのか、それを判断することは困難である。

第8項 オーストラリア

オーストラリアは、2002年にインドネシア、マレーシア、タイの各国と対テロに関する二国間覚書の署名を果たしており、フィリピンとも同様の対応を求め交渉を進めている。

バリ島における爆破事件の際は、豪州連邦警察はインドネシア国家警察と連携して合同調査を行うなど、地

71 『朝日新聞』（2002年2月13日）。

72 『朝日新聞』（2002年4月24日）。

73 『朝日新聞』（2002年6月6日）。

74 『2002年国際情勢』（外務省国際情報局ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tenbo/02/tenbo02.pdf>、2003年11月6日更新）。

75 『朝日新聞』（2002年7月14日）。

76 （外務省ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/area/philippines/kankei.html>、2003年11月6日更新）。

77 （外務省ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/area/philippines/kankei.html>、2003年11月6日更新）。

78 『朝日新聞』（2002年7月8日）。

域協力を積極的に関与している⁷⁹。

第4節 東アジア各国での対テロ対策

第1項 日本

米国同時多発テロを契機に、日本がとるべき対策の一貫として「テロ対策特別措置法（テロ対策特措法）」が設置された⁸⁰。これにより、日本は、国際テロリズム防止、根絶のための協力という形で新たに国際貢献することとなり、その後「テロ特措法」に基づく協力支援活動の有効期間が延長されるなどの進展がみられた⁸¹。後に新たに輸送任務を追加した上で派遣期間を再延長することが閣議決定され、活動区域の範囲も追加された。

第2項 中国

中国は、自らを「テロリズムの被害者」とみなしており、**9.11** テロ以降、グローバルなテロ反対闘争に参加していくことを強く主張している。また、それに加え、従来のこのテロ取り締まりもさらに強化している⁸²。国連安保理でも、**2002年9月**に中国、アメリカ、アフガニスタン、キルギスタンの共通の要求に基づいて、正式に「東トルキスタンイスラム運動」をテロ組織リストに組み入れた。こうした状況を背景に、中国初のテロ特殊部隊が編成されるなど、国内の突発的なテロ暴力活動の防止に力を入れている。この一環として、国内の立法の強化も図っている。**2001年12月29日**に行われた全国人民代表大会では「中華人民共和国刑法修正案(3)」を可決し、テロに関連するような刑事責任問題に対し明確な規定を制定し、テロ活動組織を組織、指導する行為に対する処罰を強化している⁸³。

第3項 韓国

9.11 テロは、韓国のテロ防止体制が問われる契機ともなった。政府は**2001年9月21日**に「テロ防止法」の制定を推進すると発表し、既存のテロ対応システムを見直し、対テロ期間設置の法的根拠を明確にするという形で、新たな法律の整備に乗り出した⁸⁴。これにより近年発生している、「無差別かつ極端、戦争水準の様相」をみせるテロを防止することを目指した⁸⁵。主要内容としては、国家テロ対策会議、協議会、対策本部等の対策機構の設置、テロ予防活動の推進、必要に応じた軍の支援、テロ事犯に対する罰則の整備等である。

第4項 インドネシア

インドネシアは、「自らの領域内において起こりうる如何なるテロ行為も防止し抑制するため」、「テロ防止関連諸条約の早期締結及びその履行」、「テロ対策関連国連安保理諸決議の完全実施を確保すること」を目指している⁸⁶。メガワティ政権の閣僚の中では、シンガポールやマレーシアの「国内治安維持法」と同様である、国内の治安を脅かすとみなされた人物を無期限に拘留することができる、という法制度の導入を求める声が相次いでいる。

第5項 マレーシア、シンガポール

マレーシア、シンガポールの両国は、国内治安維持法に則り、ジェマ・イスラミアに関連する容疑者を逮捕し、有効的に取り締まった。**2002年4月**にクアラルンプールで **ASEAN** テロ防止特別外相会議開催され、テ

⁷⁹ 『国際テロ年次報告書 東アジア概観』（アメリカ国務省ホームページ、<http://www.state.gov/s/ct/rls/pgtrpt/2002/html/19983.htm>、2003年11月6日更新）。

⁸⁰ （首相官邸ホームページ、<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/1102terohou.html>、2003年11月6日更新）。

⁸¹ 防衛庁防衛研究所、前掲書、246-247頁。

⁸² 自国内の課題としては「東トルキスタン」のテロ勢力を厳しく取り締まっている。

⁸³ （北京週報ホームページ、<http://www.pekinshuho.com/Index-2002-37.htm>、2003年11月6日更新）。

⁸⁴ 正式名称「国家対テロ活動指針」。

⁸⁵ 白井京「短信：韓国 テロ防止法案」『外国の立法』212（2002年5月）、124頁。

⁸⁶ 『国際テロリズムとの闘いに関する日・インドネシア共同発表（仮訳）』（外務省ホームページ、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/ji_pr_0306c.html、2003年11月6日更新）。

口防止のための共同声明が発表された。そこでは、マレーシアの国内治安維持法が効果的だと評価され、各国が同様の法を制定することが提案された⁸⁷。またマレーシアは、地域テロ対策センターの構想を承認し、発展を試みた。シンガポールは、周辺を、多数のイスラム系住民を抱えるマレーシアおよびインドネシアという国に囲まれていることもあり、地域のテロ対策に非常に力を入れている。

第6項 フィリピン

フィリピンのマカパガル・アロヨ大統領は、東南アジアにおける国際的なテロ対策を最も強力に支持しており、連合軍に対しても協力的な姿勢をみせている⁸⁸。フィリピン議会は、世界中のテロ資金凍結を目指す国際的取り組みを支持するための、「**2001年資金洗浄防止法**」を速やかに可決した。また、フィリピン軍は、米国から訓練と支援を受け、アブ・サヤフに対する攻勢を強めた⁸⁹。**2002年10月**には、続発する爆弾テロ対策として、逮捕状なしで身柄拘束ができる「テロ防止法案」を早急に成立させることと同時に、国民総背番号制の実施も検討しているという⁹⁰。

第7項 タイ

タイ政府の対策としては、**2001年12月**に移民当局が、テロと犯罪防止のために、タイ到着前にビザの取得が必要な外国人の国籍リストを拡大する案を明らかにした。その他にも、タイ国内では**9.11**テロ直後から、タイ国家警察が、米国などの西側諸国の所有する施設周辺の警備を強化する動きが見られた。**2003年1月**には、タイ国家警察はタイ南部のマレーシアとの国境検問所などの出入記録から、ジェマ・イスラミアが過去に往来した事実をつかんだ、という成果を上げた。更には、マレーシアとの国境の監視強化や情報交換の緊密化を図ることで一致した⁹¹。

第8項 米国の東アジアにおける対策

9.11テロ以降、米国は東南アジアをテロ根絶の主要な対象地域とみなした。そして、**ASEAN**各国にテロ防止のための各種支援を行ってきた⁹²。**ASEAN**地域にはイスラム過激派が多数存在し、国内の政治的混乱を助長している上、**ASEAN**諸国は総合的にみて、政府の統治能力が弱く、また地理的要素も手伝って、国際テロリストにとって有利な場所となっている。

米国のテロ対策の代表例としてあげられるのは、東南アジアの国際テロ組織への対処能力向上のための、軍事面における協力である。**2002年1月**から**7月**の間、国際テロ組織アブ・サヤフの掃討を念頭に置き、フィリピン軍のテロ戦闘能力向上のための、本格的な軍事演習が行われた。**2003年2月**からは、米比対テロ合同軍事演習も、**1年間**の予定で開始した⁹³。また、フィリピン国軍との交戦の中で、アブ・サヤフの最高幹部の死亡も確認された。更に、パウエル米務長官が、フィリピンに対し対テロ支援としての資金供与を約束した。パウエル米務長官は、インドネシアに対しても、テロ対策資金をはじめとする支援を行うと発言しており、マレーシアに対してはテロ対策センターの設置を要請していた。

小結

以上を概観すると、**1ヶ国**、或いは**2ヶ国間**（例えば米比の軍事協力）という小さな枠組み内では、実効力

⁸⁷ 防衛庁防衛研究所編、前掲書、38頁。

⁸⁸ 『国際テロ年次報告書 東アジア概観』（在日米国大使館ホームページ、<http://japan.usembassy.gov/wwwhj0149.html>、2003年11月6日更新）。

⁸⁹ アブ・サヤフ（ASG）は、長年にわたり、注目を集めた誘拐事件を引き起こしてきたテロ組織である。

⁹⁰ 『毎日新聞』（2002年10月22日）。

⁹¹ 『毎日新聞』（2002年7月22日）。

⁹² 防衛庁防衛研究所編、前掲書、38頁。

⁹³ 防衛庁編、前掲書、73頁。

と強制力を持ったテロ対策活動を行っていることが分かる。多国間枠組みでのテロ対策では、これまで内政不干渉の原則やコンセンサス重視の機会形式が足を引っ張り、テロ組織の掃討やテロ活動の防止に向けた地域包括型の実効的な対策は行われなかった。しかし、最近の APEC などではテロ組織の根絶の旨を謳うようになり、実効力を伴った組織へとシフトする変化の兆しが見られる。また、インドネシア、マレーシア、フィリピンにおける三カ国協定「情報交換・連絡手続策定に関する合意」に見られるような対応策を、数カ国間・多国間においても広げ、情報ネットワークを強化し、実効力を付与する事により、域内でのテロ組織の掃討の可能性を多国間枠組みの中に求める事ができるのではないかとこの展望をここに示す。

第3章: 多国間協調による対応の限界

前章までに、東アジアにおけるテロ対策の枠組を概観してきた。本章ではこれを基に、多国間協調によるテロへの抑止・対処が如何に困難であるか、という点を論証する。そのためにまず、一般的な多国間協調による安全保障、即ち協調的安全保障における限界性を論じ（第1節）、その上でテロという外在的脅威に多国間協調を以て対応することの限界性を論証する（第2節）。その際、この論証をより説得的に行うため、幾つかの具体的事例を使用して説明を試みる。

第1節 多国間安全保障協力の限界性

はじめに、多国間による安全保障協力を論じるに当たり、どのようなシステムがこれを構成しているかを明らかにする必要がある。山本吉宣（1995）に拠れば、安全保障システムは理論上、8つに類別される⁹⁴。これを脅威が外在的か、或いは内在的かという点に基づいて大別すると、前者は同盟、後者は集団安全保障と協調的安全保障、つまり多国間主義による安全保障に代表されることになる。また山本は、同盟と多国間主義との違いをラギー（John G. Ruggie）を引用しながら以下のように説明する。即ち、多国間主義は「どこで戦争（侵略）がおきたか、あるいはまた誰が侵略をおこしたかにかかわらず、それに対して無差別に一定の手段を適用する」が、同盟は「ある特定の国が攻撃された場合にのみ、攻撃された国を援助する、という原理に基づいている」ため、多国間主義の範疇を出る、という違いを持つのである⁹⁵。

第1項 集団安全保障の限界性

集団安全保障の概念は、第1次世界大戦後に創設された国際連盟において初めて具体化された概念である⁹⁶。集団安全保障が成立するためには「①機構が、いかなる平和破壊者をも圧倒できる軍事力を持つこと、②構成国、特に主要国が、自国の国益を集団全体の利益に従属させ、機構の集団的強制措置の発動に協力する意思を持つこと、③構成国、特に主要国が、どのような平和が守られるべきか、そしてどのような行為を平和破壊的だと認定するかどうかについて共通の認識を持つこと」、という3条件を満たさねばならないが、「実際、これらの条件を全て満たした集団安全保障体制は未だかつて存在した例が無いし、今後とも、少なくとも予見しうる将

⁹⁴ 図2を参照されたい。山本は安全保障システムに関する類型を、「脅威の特定性—不特定性、外部性—内部性」、「安全保障を、主として軍事的分野で考える（非包括性）のか、あるいはより広い分野にわたって考える（包括性）のか」に基づいて行っている。山本吉宣「協調的安全保障の可能性」『国際問題』（1995年8月）、2-20頁。さらにこの中で、多国間協調主義の概念である、「集団安全保障」、「共通の安全保障」、「協調的安全保障」については、神保謙「アジア太平洋地域における多国間安全保障協力」『慶應義塾大学修士論文』（1998年3月）、6-9頁、に詳しいので、こちらを参照されたい。

⁹⁵ 山本、前掲論文、16頁。

⁹⁶ 集団安全保障とは、国家集団に於いて①武力不行使の義務を設定し、国際紛争を平和的に解決することを目指し、②それに違反した国を構成国が共同で経済制裁ならびに軍事的制裁を行う制度のことである。さらに、集団安全保障体制における脅威は原理的には集団の中に存在し、かつそれはあらかじめ特定されないものとされる。神保、前掲論文、8頁。

来においては、出現する見込みは無い」⁹⁷。これは、そもそも集団安全保障という概念があまりに理念的であり、国家の利得の差異とそれによる対立を克服し得ない現状に於いて実現の見込みが無い、というだけでなく、特に東アジア地域に於いては、「その成立条件、およびそれが有効に機能しうる条件が著しくこの地域（東アジア）の実情にそぐわないため」であることが原因であろう⁹⁸。

第2項 協調的安全保障の限界性

協調的安全保障はその特質の大部分を集団安全保障と共有するが、手段を非挑戦的なものに限り、強制措置を含まないため、信頼醸成措置などの非軍事的側面を重視する、という点にその特色を持つ⁹⁹。ただし、協調的安全保障はその性質上、抑止・対処機能を欠いている為、「侵略や武力紛争が起こった際にそれに軍事的に対処する装置として、同盟ないしは集団的安全保障を別途必要とする」ことが前提条件となっている¹⁰⁰。

次に指摘しなければならないのは、協調的安全保障が有効に機能するための条件、つまり①域内の全主要国が多国間協議に参加すること、②協議によって協調的安全保障の目的に沿った実効的な措置を決定すること、③域内の全主要国が協議の決定を尊重し、共同行動に参加する意思を持つこと、の3条件である¹⁰¹。協調的安全保障がこの条件に依存する、ということは、図らずも以下の限界性を明示するのだ。即ち、①の条件により東アジアにおいて様々な利害を持つ国家が参加するため、②の条件にある「実効的な措置」の担保が困難になり、全主要国の利害を最大公約数的に考慮した結果、③の共同行動が極めて緩やかな枠組、山本の言葉を借りれば「軟らかいレジーム」にならざるを得ない、という点である¹⁰²。具体例を用いて説明すると、例えばARFにおけるレジーム作りの過程で、「米国など硬いレジームを作ろうとする国々と、他方では、軟らかいレジームを作ろうとするアジア諸国（ASEANを含む）とが存在し、その対立は時に顕著なものとなる」といった事例がこれに該当する¹⁰³。

「軟らかいレジーム」を採用した協調的安全保障は、各国の自発性・自主性に依存したレジームである、「信頼醸成措置」の導入によってその実効性を担保使用とする¹⁰⁴。しかし、このレジームは各国の自発性・自主性に依存するがために、レジーム形成に膨大な時間がかかるばかりか、「タダ乗りや、レジームのルールに帰依しない国の存在を原理的に許容する」ことが不可避となる¹⁰⁵。この際、レジームが各国の政治的コストを高めるものであればそれだけ、レジームが履行される可能性を低下させることになることは想像に難くない。この点が正に、協調的安全保障が抱える最大の問題点であると言えよう。

第2節 多国間協調での対策の限界性

「国際社会では、これまでも、国家以外の個人や集団が何らかの政治的目標を追求して暴力を行使すること

⁹⁷ 神谷万丈「安全保障の概念」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門』（亜紀書房、2001年）、12-14頁。

⁹⁸ 神保、前掲論文、9頁。括弧内は筆者による。

⁹⁹ 協調的安全保障については脚注1を参照されたい。さらに、これを特徴付ける要素として、「制度化された安全保障対話、安全保障に対する総合的アプローチ（安全保障の手段として、軍事分野のみならず経済、人権などの非軍事分野をも考える）、信頼醸成措置の実施など」が加わる。神谷、前掲論文、15-16頁。

¹⁰⁰ 神谷万丈「安全保障の概念」防衛大学校安全保障学研究会編、前掲書、12-14頁。

¹⁰¹ 神保謙「アジア太平洋地域における多国間安全保障協力」『慶應義塾大学修士論文』（1998年3月）、15頁。

¹⁰² 山本吉宣「協調的安全保障の可能性」『国際問題』（1995年8月）、11-15頁。ここでは、「軟らかいレジーム」とは対照的にアドホック且つ実効的な、「合意の内容を出来るかぎり明確化し、権利・義務の関係を明文化し、自主性・裁量性を最小限に抑えようとするダイナミズム」として「硬いレジーム」という概念が提示されている。

¹⁰³ 山本、同上、同頁。

¹⁰⁴ 信頼醸成措置とその限界性については、神保、前掲論文に詳しい。

¹⁰⁵ 山本はこのレジーム形成過程をレーヴィ（Marc A. Levy）の言葉を借りて「奉加帳外交（tote-board diplomacy、本文では奉賀とされているが、正しくは奉加帳であるため、修正して使用する）」と表現している。奉加帳外交とは「ある問題のルールを決めようとするとき、協議によって一定の『モデル』となるもの（ルール）をいちおう設定し、『奉加帳』に自分がその『モデル』を採用するかしないかを自主的に書き込む」形態を指している。これは、交渉に由来する政治的コストを最小限に抑え、順守のコストをもミニマムに抑えることが出来る点に最大のメリットを持つ。山本、前掲論文、同頁。

が無かったわけではない」¹⁰⁶。しかし、トランスナショナルなテロ組織が唯一の超大国である米国にまで甚大な被害を与え得ることが判明したことによって、非国家主体による脅威が俄かに脚光を浴びるようになった。このことは、米国であれども、トランスナショナルにネットワーク化されたテロ組織の壊滅に単独では対処しきれないという事実と、対処のために米国は各国のテロ対策に介入し、多国間枠組を利用する意思を明確にした、という政策転換を浮き彫りにしたのだ。というのも、例えばアル・カーイダのような高度にネットワーク化されたテロ組織を壊滅しようとするれば、必然的に「対テロ戦争についての国際的連帯」を形成することが不可欠となるからである¹⁰⁷。これにより、東アジア各国及びARFやASEANなどの多国間枠組は、テロ対策を策定することになる。

前節で述べたように、国家間に発生する利得の差異と対立の存在故に「集団安全保障」は機能不全に陥り、「協調的安全保障」は「軟らかいレジーム」を排出するに留まる。このことより、多国間安全保障協力は、参加主体の間に利得の差異と対立の構図が存在しないか、或いは存在したとしても利得の差異と対立が微細な枠組でなければ実効的なレジームを創生することは出来ない、と結論付けることが出来る。例えば欧州安全保障協力機構(OSCE)が多国間安全保障協力枠組として一定の成果を挙げているのも、利得の差異と対立の構図を生まない、或いは生みづらい主体によって構成されているからに他ならない。さらに、日米同盟に代表される同盟関係も、構成する主体の少なさや利害関係の一致などから、安全保障協力枠組として効力を持ち、外在的脅威を抑止している、との説明も成り立つ。少数の国家による対策が効果を持つことは、体制による人権抑圧に繋がる危険性を指摘されながらも、マレーシアやシンガポールの国内治安維持法(ISA)が、2002年4月にクアラルンプールで開催された「ASEANテロ防止特別外相会議」において「テロ防止に効果的と評価され、各国が同様の法を制定することが提案され」ていること等に鑑みて、十分に妥当性を持つと言えよう¹⁰⁸。

第1項 超地域的枠組によるテロ対策の限界

東アジアに存在する多国間枠組の内、前章では超地域的な枠組、地域的な枠組、2国間関係等による個別的な枠組に分類して概観した。しかし、多国間枠組におけるテロ対策はどれも、実効性に富むとは言い難い。例えば、トランスリージョナルな国際組織の代表格である国際連合(国連)や主要8ヶ国(G8)首脳会議では幾つかのテロ対策枠組が提示されたが、そのどれもが宣言や共同声明等の所謂「努力目標型」枠組であり、枠組が順守されなかった際の罰則規定等を欠いているか、あるいはそれに準じた形で実効性を欠くものばかりである。例えば、G8が打ち出す様々な国際基準には法的拘束力が無く、一方で国連安全保障理事会(安保理)決議1373は、「テロ行為に対する資金提供を防止し、取り締まること(all States should prevent and suppress the financing of terrorism, as well as criminalize the willful provision or collection of funds for such acts)」を謳い、これを各国に義務付けているため、一応の法的拘束力はあるものの、「テロ」に関する定義が為されておらず、実効性は担保されていない¹⁰⁹。換言すれば、現在までに、「国際テロ関連条約・議定書が対象とする行為」はハイジャックやテロ資金供与など12本存在し、「加盟国はこれら条約に早期に署名し、関連法を制定することが要請されて」いるが、「頓挫することが目に見えているテロリズムの定義問題を棚上げして、

¹⁰⁶ 神谷万丈「安全保障の概念」『安全保障学入門』(垂紀書房、2003年)、18頁。

¹⁰⁷ 防衛庁防衛研究所編、前掲書、33頁。

¹⁰⁸ 防衛庁防衛研究所編、同上、38頁。例えばマレーシアに於けるISAは、マレーシアの安全、重要負荷や経済生活を脅かす行動を起こしたと思われる、または起こすと思われる人物を、証拠や令状なしに警察が逮捕でき、拘留者を調査のために60日まで拘留可能とする法律である。尚、60日後は、内務大臣が2年間拘留を決定でき、この2年間の拘留は、容疑・起訴の有無を問わず、無期限で更新できるものとされている。

¹⁰⁹ UN Security Council "Security Council Unanimously Adopts Wide-Ranging Anti-Terrorism Resolution", *Press Release SC/7158*,

(<http://www.un.org/News/Press/docs/2001/sc7158.doc.htm>, 2003年11月4日更新)。訳は筆者による。尚、「法的拘束力」とは、これに違反すれば国際法違反となり、関係諸国が同措置を履行するように何らかの措置をとることが出来る、といった性質のものであることを付け加える。また、G8が打ち出した国際基準については、「全ての国がG8とともに、諸措置の実施に加わることを呼びかけ」た「テロ対策に関するG8の勧告」などが挙げられる。「テロ対策に関するG8の勧告」(外務省ホームページ、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/kananaskis02/g3gai_tk_all.html, 2003年11月4日更新)。

理由の如何なくテロを無条件に犯罪として非難する」決議を採択することが定着しているのだ¹¹⁰。前述の「協調的安全保障の限界性」に照らし合わせれば、国連は正に様々な特性を持つ国家の集合体であり、「軟らかいレジーム」でしか枠組を策定することが出来ない、ということになるろう。

この傾向は、国連に限らず多くの国家が参加する枠組に共通して見られるものである。例えば APEC は 2003 年度的首脳会議に於いて「バンコク宣言」を發表し、「APEC メンバーを脅かす国際的なテログループを完全に、かつ遅滞無く解体する」旨を「確約した」¹¹¹。また、ARF は 2002 年の第 10 回 ARF 閣僚会合に於いて「国境管理に関するテロ対策協力声明」が採択された¹¹²。しかしこれは飽くまで「宣言」に留まっており、罰則規定及び拘束力も無く、また措置の具体的内容についても、テロ対策に極めて実効的な内容であるとは言いがたい。

これらは主に、加盟国の中に日本、ASEAN、米国、中国といった政治的・経済的基盤が多様を極める主体を内包する APEC や ARF が、具体的且つ実効的なテロ対策枠組を創出することの困難性に起因するといえるだろう。また、そもそも APEC は経済問題を協議する場であり、ARF は協調的安全保障体制として成立したため、テロ対策のような外在的脅威に関する協議には不向きである、という議論も成り立ち得る。つまり、ここでも多国間協調による安全保障協力の困難性を挙げる事が出来るのである。特に ARF は原則としてコンセンサス方式を採用しており、このため各国が批准可能な水準の枠組以外、締結することが出来ない¹¹³。このことが「協調的安全保障の限界性」の核心部分であることは、既に述べた通りである。また、協調的安全保障が『潜在的』敵性国同士」の「安全保障対話」を可能にするシステムであることは、即ち脅威を内在化することを意味している。既に脅威が内在している体制が、テロという外在的脅威にどこまで実効的な対応が可能なのか、という点は少なくとも疑わしい。

第2項 地域的枠組によるテロ対策の限界

前項で分析した ARF 等の超地域的な枠組よりも、本項で検討する ASEAN を中心とした地域的枠組は構成する主体も少なく、その分多様性や利害の交錯も小さいことが推定される。しかし、東アジア「地域ではむしろ国家、地域の政治的、社会的、文化的な多様性や経済発展段階の相違を基礎と」した上で「経済的な相互依存関係が追求されて」きたこと等に鑑みても、東アジア地域は従来から多様性に富んでおり、利得の差異や対立を欧州の様に解消することは不可能に近い¹¹⁴。

このような条件の下で、東アジア地域における地域的枠組である ASEAN も、9.11 テロを契機に「域内でのテロ防止協力を推進する意欲を示しているが、各国の政治的問題や警察・軍などの治安維持能力の限界によって、テロ防止対策は実質的な効果を生むに至っていない」¹¹⁵。このことは、従来から ASEAN がコンセンサス方式を採用していることや、内政不干渉原則が大きな障壁となっており、ASEAN 及び ASEAN+3 の枠組においても法的拘束力や罰則規定による実効性が担保されていないことと、浅からぬ関連があろう。

しかし、第1章で述べたように、その後シンガポール及びマレーシアで逮捕されたテロリストの自白により、ジェマ・イスラミアが「シンガポールのほかマレーシア、インドネシアにネットワークを形成していることが判明し、アル・カーイダとの関係も明らかになった」ことや、2002年10月12日にバリ島のクタで起こった

¹¹⁰ 宮坂直史「九・一一テロと国際テロリズム」『安全保障学入門』（亜紀書房、2003年）、306頁。

¹¹¹ 『APEC 首脳宣言』（外務省ホームページ、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2003/shuno_sen.html、2003年11月4日更新）。

¹¹² 『第10回 ARF 閣僚会合の概要』（外務省ホームページ、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/area/asean/arf/kakuryo10_g.html、2003年11月4日更新）。

¹¹³ コンセンサス方式における協力の限界性については、神保謙「アジア太平洋地域における多国間安全保障協力」『慶應義塾大学修士論文』（1998年）に詳しい。

¹¹⁴ 神保謙「アジア太平洋地域における多国間安全保障協力」『慶應義塾大学修士論文』（1998年3月）、24頁。

¹¹⁵ 防衛庁防衛研究所編、前掲書、32頁。

爆破テロ事件が与えた衝撃により、ASEANは「テロ防止に協力的になった」¹¹⁶。2003年6月に発表されたASEAN外相会議の共同声明で「ミャンマーのアウン・サン・スーチー女史の問題や、北朝鮮の核問題についても言及され」たことは、この姿勢を裏書しているといえよう¹¹⁷。但し、2003年10月7日にバリ島で行われたASEAN首脳会議にて採択された「ASEAN協和宣言2」は、「共同体構想」を提唱したものの、併せて内政不干渉原則も明記されており、具体的に同原則を見直す行動を取るには至っていない¹¹⁸。

さらに、インドネシアの統治能力欠如に伴うASEAN連帯の困難性を指摘しなければならない。ASEANの全人口に対して5割を占め、ASEAN5（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール）にも名を連ねるインドネシアが、「イスラム勢力に配慮」しなければならない、という国内事情によってASEANによる基準を満たすことが出来ていない現状は、ASEANによるテロ対策の実効性を阻害する大きな要因となっている¹¹⁹。

小結

例えば、米海兵隊とフィリピン空軍による合同訓練「バリカタン」は、結果としてフィリピン国内のテロ組織「アブ・サヤフ」のメンバーを「800人から240人に激減」せしめる等、米国を中心とした二国間協力は比較的 success裏にあると言えるだろう¹²⁰。しかし、トランスナショナルなテロ組織は決して二国間関係の中に納まりきるものではなく、枠組を多国間に広げなければならない。つまり、各対策における実効性を追求すれば、二国間同盟のような少数国家間による枠組みが望ましく、テロ組織全体に対する抑止・対処を行うためには、多国間による枠組みを採らねばならない。そこには、テロ対策枠組の相克とも呼ぶべき多国間安全保障協力の限界性に関する議論が、常に付いて回るのである。

第4章: 多国間協調枠組体制の可能性

本章では、前章までの多国間協調枠組体制の限界性を踏まえ、東アジアに於いてテロのような「非対称脅威」に対してどのような対処・抑止の枠組を構築することが出来るのかを検討していく。

前章で見てきたように、ASEANを中心とした地域的枠組での対策でさえ、インドネシアなどの様に、連帯が困難な国が存在し、限界性が垣間見える。しかしながら、国境を越えるテロの脅威、即ち非国家主体による非対称的な脅威に対しては、一国単位での国防と軍事力のみでは十分な対応が出来ない。そのため、抑止・対処すべき枠組を多国間で確立する必要性を提起している。即ち、既存の安全保障協力体制を超えた、新しい枠組みの整備・強化の必要性を示していることは疑いようがない。つまり、多国間の連帯なくして「対テロ」は有り得ないのである¹²¹。ここに、東アジアにおいて多国間の対テロ枠組を構築する意義があるだろう。

第1節 ASEAN+3 枠組による可能性

¹¹⁶ 防衛庁防衛研究所編、前掲書、43頁。

¹¹⁷ 防衛庁編、前掲書、74頁。

¹¹⁸ 『日本経済新聞』（2003年10月8日）、及び『読売新聞』（2003年10月4日）を参照。

¹¹⁹ 例えば、「シンガポール、マレーシアおよびフィリピンで多数のジェマ・イスラミアのメンバーが逮捕されているにもかかわらず、インドネシアにおける逮捕は皆無であった」こと、バリ島爆破テロ事件以前に情報を入手した米国政府から「インドネシア政府首脳に対してテロに対する警備強化を要請していた」にもかかわらず「効果的な対策は打ち出され」ず、結果として事件発生の要因の一つとなったことなどが挙げられる。尚、事件を契機に「周辺国からインドネシアがテロ対策を十分実行していないとの批判が出て」おり、これに呼応する形でインドネシア政府も、緊急テロ防止政令を発令し取締りに乗り出したが、遅きに失した感是否めず、また「情報機関間の連携の悪さ」が露呈し、テロ対策に対する批判が国内でも起こる等、先行きに関する不安は取り除くことが出来ない。防衛庁防衛研究所編、前掲書、42-52頁。

¹²⁰ 防衛庁防衛研究所編、前掲書、39頁。

¹²¹ 対テロのための国際的連帯に関して、デニス・C・ブレア米前米太平洋軍司令官は、アジア太平洋地域の国際テロに対する成功の鍵は、「テロリスト及びその支援に対する無慈悲な圧力と、(対テロ)キャンペーンにおいて先例の無い国際協力である」、と香港2002年4月18日のアジア協会でのスピーチの中で述べた。U.S. Department of State, "U.S. Pacific Chief Says Cooperation Critical to Fighting Terrorism", *International Information Programs*, <http://usinfo.state.gov/topical/pol/terror/02041804.htm>, 2003年11月4日更新。

第 1 項 ASEAN が抱える問題の解決

実際のところ、ASEAN では、バリ島の爆破テロ事件とその後の対応の困難性を受けて、「内政不干渉やコンセンサス方式などの従来の原則の見直しに関する議論も生じて」きている¹²²。この潮流に乗り、東アジアの協力関係が強化されれば、「ASEAN 諸国の治安維持能力も向上し、ASEAN 域内での協力関係の深化とテロ撲滅の実質的な成果が生れる」可能性がある¹²³。

しかし、インドネシアのみならず、ASEAN 諸国は概して治安維持能力が低い上、民主化途上にある国も多く、政府の統治能力の弱さも手伝って国際テロリストが接近しやすい環境を形成している¹²⁴。それを理由の 1 つとして、対テロ戦争における米国にとっての東南アジアの戦略的重要性が高まったのだが、本質的解決のためには、民主化及び経済発展、政府の統治能力の向上などが不可欠であろう。それは、アフガニスタンがテロ組織の温床であったように、「弱体化政府や無政府地域がもたらす危険や脅威にも目を向け」る必要が出てきていることを示していると言える¹²⁵。

このことから、テロの撲滅のためには、本質的解決策として、テロの根源的な要因である政治・経済的格差を縮小していくことが不可欠である¹²⁶。即ち、テロネットワークの掃討と並行して経済的基盤を整える必要があり、そのために日本及び中国、韓国が果たすべき役割は少なくないだろう¹²⁷。中でも、これまでのテロ対策に於いて多国間協調の阻害要因となっていた中国の重要性を検討することは、枠組の検討を行う上で極めて重要であると考えられる。

第 2 項 対テロ枠組での中国の重要性

中国は、米国とフィリピンの共同軍事演習「バリカタン」に対して唐家璇外交部長が不快感を表明したように、テロ対策分野に於いても米国の影響力拡大に対して警戒的である¹²⁸。このため、ASEAN+中国や ASEAN+3、上海協力機構におけるテロ対策枠組みに於いても米国のコミットを拒否し、またこれらの場を利用して「米国を牽制」する等、多国間での枠組を通じた米中の連帯については極めて消極的である、と言えよう¹²⁹。

無論、2001 年 9.11 テロ直後の段階で、江沢民国家主席（当時）は、「米国との対話を強化し、協力を進め、ともにテロ活動に打撃を加えたい」と国際テロ対策での協力姿勢で米国と一致した¹³⁰。また、唐外相が同月 21 日に、ブッシュ米大統領との会談の中で「我々はすべてのテロリズムに断固として反対し、強く非難する」と述べたように、テロに対しては米国に協力姿勢を示した¹³¹。但し、江主席が、軍事行動を行うためには「確実な証拠と具体的な目標が必要」であり、「結末と地域情勢への影響を考慮すべき」であるとの慎重な姿勢を示していたのである¹³²。

しかしながら、2002 年 5 月 14 日にテロ対策を念頭に置いて行われた、タイ、米国、シンガポールの合同

¹²² 防衛庁編、前掲書、74 頁。

¹²³ 防衛庁防衛研究所編、前掲書、42 頁。

¹²⁴ 防衛庁防衛研究所編、同書、38 頁。

¹²⁵ ブッシュ政権は、アジア、アフリカ、中南米地域の多くの国に見られる政府の統治能力の欠如が、テロや核・生物・化学(NBC)兵器の取得、麻薬の流通あるいは国境を越えた非合法活動の温床になる危険性を懸念し、こうした状況を放置できないとしている。防衛庁防衛研究所編、同書、214 頁。

¹²⁶ 防衛庁防衛研究所編、同書、50 頁。

¹²⁷ 例えば、インドネシアは、国内で分離・独立運動や宗教紛争が続く中、経済不振で軍の装備の更新が滞り、治安維持能力の低下がみられていたことから、米国による支援を歓迎した。防衛庁防衛研究所編、同書、40 頁。また、こうした役割を、経済的に相互依存が深化しつつある日中韓が担っていくことは必要不可欠であろう。

¹²⁸ 防衛庁防衛研究所編、同書、37 頁。

¹²⁹ 防衛庁防衛研究所編、同書、36-37 頁。

¹³⁰ 『朝日新聞』（2001 年 9 月 13 日）。

¹³¹ 『朝日新聞』（2001 年 9 月 22 日）。

¹³² 『朝日新聞』（2001 年 9 月 20 日）。

軍事演習「コブラ・ゴールド02」の本演習に、中国は、オブザーバーとしてロシア、ベトナムなどと共に初めて参加した¹³³。中国政府によれば、「中国は非伝統的ミッションに限定され、第三国を想定したものではない軍事演習については、これを支持する」という方針に変更したという¹³⁴。これは、中国の「軍事分野の信頼と協力を強化し、テロリズム、分裂主義、極端主義に打撃を加える面の実質的協力を強化」しようという考えに基づいたものであると考えられよう¹³⁵。とまれ、中国が軍事分野についても多国間安全保障協力に関心を示したという点で、本件は注目に値するであろう。

さらに米国に於いては、2003年10月28日、ワシントンでの会談で、ラムズフェルド米国防長官とGangchuan曹将軍は、米中二国間の軍事関係の位置付けを含む、広範囲のグローバル及び地域的な安全保障問題について議論した。同会談は「生産的かつ建設的に」決定され、両国は、2004年に軍部指導者の更なる訪問を調整することに合意したのである¹³⁶。

また、ASEAN+3での対テロ枠組の構築に、中国は積極的な姿勢を示している。2002年7月30日、ASEAN+3外相会議に先立って行われた初の日中韓外相会合で、日中韓の3カ国は、経済協力の強化や、テロリズム、海賊等の国境を越える問題でも協力を進めることで一致した¹³⁷。その中で唐家璇外交部長は、ASEAN+3の枠組みで、テロや海賊等の「国境を越える問題」への対応を協議する関係閣僚会合の開催を提案し、日韓共に前向きに進めることで一致した¹³⁸。また、同日のASEAN+3外相会議でも唐外相は同提案をしたが、これは中国が東アジアに対して初めて提唱した本格的な対テロ枠組という点で「評価に値する」と言えよう¹³⁹。

第2節 非軍事的手段によるテロ対策

第1章でも述べたように、テロリストの本拠地や関連施設の場所、活動内容などをほぼ完全に把握し、諜報活動の成果を公開、また多国間で共有することは、テロリストに対して監視による抑制効果が期待出来ると思われる。そのため、地域各国が協力・連帯して情報の共有に努めることが望ましい。

ただし、ASEANの場合、国内政治におけるイスラムの影響や、治安能力の低さを考慮に入れる必要があろう。一例を引けば、インドネシアでは、国軍が国内の混乱を助長することによって必要性を向上させ、政治的立場を高める目的から、むしろイスラム過激派を支援しているという疑惑があった¹⁴⁰。しかし、アル・カーイダの関係組織による犯行であることが濃厚になり、テロ・ネットワークの輪郭が浮かび上がってくると、一国の問題ではなくなり、多国間協力が必要になってきたのである。この結果、インドネシア国軍や警察は、主導権はインドネシア側にあるとしつつも、米国連邦捜査局（FBI）など外国捜査当局からの協力を歓迎するようになった。そして2002年10月18日には、インドネシア警察は、米国、英国、日本、オーストラリアなど7カ国の警察関係者からなる国際合同捜査チームを設置することを発表したのである¹⁴¹。

このように、テロリストの抑止・根絶のためには、ASEAN各国のさらなる情報・捜査協力と操作能力の向

¹³³ 『朝日新聞』（2002年5月15日）。本演習には、日本、韓国、豪州、インドなど計18カ国が参加した。

¹³⁴ 田中明彦他「東アジアにおける安全保障体制の構築」（日本国際フォーラムホームページ、http://www.jfir.or.jp/j/pr/j-jf-pr-22/pr22_top.htm、2003年11月5日更新）。

¹³⁵ 中华人民共和国国务院新闻办公室『2002年中国的国防』（中华人民共和国国务院新闻办公室、2002年）。

¹³⁶ United States Department of Defense “Secretary meets with People's Republic of China”, *News Releases No. 793-03, October 28, 2003*.

¹³⁷ 『毎日新聞』（2002年7月30日）。日中韓の外相会合は、2001年11月の日中韓首脳会合で日本の小泉純一郎首相が提唱したものである。

¹³⁸ 2001年11月5日のブルネイにおける日中韓3カ国首脳会談では、既にテロや国際犯罪、麻薬、不法移民等の国境を越える問題への対策で協力を強化することで3カ国が一致し、いかなるテロに対しても毅然とした態度で臨むことや、警察当局同士の連携を強化することが確認されている。『毎日新聞』（2001年11月6日）、及び外務省編『外交青書 第45号（平成14年版）』（財務省印刷局、2002年）、46頁。

¹³⁹ この中で唐外相は、米同時多発テロを受け、ASEAN+3の枠組みにおける経済協力を重視するとともに、「テロ活動や麻薬犯罪、違法移民・入国者、金融経済問題、インターネット犯罪やカルト組織等の国際犯罪取締りのための協力を考えている」と発言している。『毎日新聞』（2002年7月31日）、及び防衛庁防衛研究所編、前掲書、37頁。

¹⁴⁰ 防衛庁防衛研究所編、同書、44頁。

¹⁴¹ 防衛庁防衛研究所編、同書、46頁。

上が不可欠であり、捜査能力向上のためには域外国からの協力も必要であろう¹⁴²。

第3節 「対テロ」有志連合の恒常化説

対テロという認識を共有した各国が連帯を強め、「有志連合」を結成した場合、通常は「課題が解決した後には解散する」が、テロとの戦いは長期に亘るために、恒常的な協力体制である同盟に準ずる性質を持ったものになる可能性がないわけではない¹⁴³。一般的には、「危機対応型の同盟は、他を排除する論理をもつため、同盟国以外の国と信頼醸成や安全保障対話はなかなかやりにくい」¹⁴⁴。その点、9.11 テロにより直接的被害を被った米国による対テロ戦争の直接的目標が、ネットワーク化された国際テロ組織や WMD の入手及び使用を意図しているテロリスト、或いはテロ支援国家である限り、米国の対応も長期的かつ広範囲に亘るものとなることは疑い得ない。そのため、「対テロ」の多国間安全保障枠組は、問題解決を目的とした「有志連合」に分類されるものの、本格的かつ長期に亘る対策を求められる可能性が高いだろう。

また、テロリズムという脅威に対する認識を共有した国際社会、特にバリ島事件以後連帯の必要性を感じている東アジア諸国は、そうした長期間に亘る対テロ枠組を通して、信頼醸成や安全保障対話に何らかの形で深化を与える可能性があるのではないだろうか。それは、新しい枠組が進むかもしれないし、対テロ枠組が既存の枠組に影響を及ぼし、変化を迫るかもしれない。

小結

それでは、こうした枠組は、既存の安全保障システムと矛盾・相克するものとなるだろうか。「各国の観点から見れば、それらのシステムをいかに組み合わせ、どのような優先順位をもたせ、一国の安全保障を増大させるか」が問題であり、それは各国様々であろう¹⁴⁵。だが実際には、「(危機対応型の) 同盟システムと協調的安全保障システムが併存し、それぞれの役割を果たすものと考えられる¹⁴⁶。というのも、域内における同盟システムや ARF、二国間の協調的安全保障等、様々な枠組は個々の目的が異なるからである。即ち、重層的な枠組を持つ安全保障環境を形成していく可能性があるのである。

その際、前章第1節で述べたように、山本(2003)の分類による国連等の「集団的安全保障」や ARF 等の「協調的安全保障」の枠組は、「軟らかいレジーム」であるためにタダ乗りを容認せざるを得なく、かつ最大公約数的結論しか導き出すことが出来ない等、多くの問題を孕んでいる¹⁴⁷。それは、テロ等の不特定かつ不確実な非対称である脅威に対しては、安全保障枠組の外に存在するという点で、「危機対応型」の軍事或いは非軍事面双方に於けるシステムでしか有効策を打ち出すことは出来ないということでもある¹⁴⁸。

終章: 結論

¹⁴² なお、実際に ASEAN は、テロ根絶には米国の情報と軍事支援が必要であることから、米国との関係強化も促進している。防衛庁防衛研究所編、同書、40,50 頁。

¹⁴³ 山本吉宣「協調的安全保障とアジア太平洋」森本敏編『アジア太平洋の多国間安全保障 <JIJA 研究 9>』(日本国際問題研究所、2003年)、40 頁。同著によれば、「有志連合」は、当該の危機に協力して対応しようとする意志(と能力)をもった国が集まり、分業して課題を達成、解決しようとするものである。

¹⁴⁴ 山本、上掲論文、58 頁。

¹⁴⁵ 例えば、イラク戦争において米国が共同戦線を各国に呼びかけても、それはユニラテラリズムに基づく行動であるとして、国連の枠組を重要視する国や、日本のように国内法等との関係により行動を規制されるというケースが挙げられよう。

¹⁴⁶ 山本、前掲論文、64 頁。

¹⁴⁷ 図 2 を参照されたい。ここでいう「集団的安全保障」や「協調的安全保障」は D に位置する枠組として分類されている。

¹⁴⁸ 脅威の外在的性質に関しては、前章までに幾度か触れたが、山本(2003)は、「環境問題(国際テロ)に対して、国家が協力するときには、環境(国際テロ)の脅威は、国家システムの『外』に発生するが、どこかの(あるいはすべての)国から発生するもの」であるとして、脅威が枠組の「内」にあると言っても良いとしている。しかしながら、これまでの多国間安全保障枠組が、脅威を内在化して抑止・対処するという性格上、脅威は枠組の「外」にあると考えるのが妥当であろう。山本、前掲論文、73 頁。

政策的インプライケーション

「テロは、この地域における政府の統治能力の問題、民族・宗教上の対立や、経済上の混乱による貧困層の存在などに起因するものと考えられ、テロ問題の根本的な解決には、こうした根源的な要因を解決することも求められている」¹⁴⁹。しかし一方で、現存するテロ組織に対する抑止・対処は、安全保障上喫緊の課題として捉えられなければならない、二国間協力とともに多国間協力をを用いて対応することは、極めて重要な視点であることは既に述べた。

翻って日本は、「米国における同時多発テロの発生を受け、喫緊の課題となったテロ対策では、テロとの闘いを日本自らの問題と捉え、テロ対策特別措置法を成立させ、同法に基づき米軍等のテロと闘う軍隊等に対する協力支援活動及び被災民救援活動を積極的かつ主体的に実施してきた」¹⁵⁰。また、「国際的な法的枠組みの強化という観点から、日本は、2002年6月、テロ資金供与防止条約を締結し、12本すべてのテロ防止関連条約の締結を完了するとともに、国際社会に対しあらゆる機会をとらえて、すべてのテロ防止関連条約の締結を強く働きかけている」¹⁵¹。これらに鑑みても、日本はテロ対策枠組において二国間関係、多国間関係の双方を重視し、活用しようと試みてきたことは証明される。問題は、地域全体に跨るテロ組織に対し、各国とどのように実効的な連帯を図るか、という点に集約されるであろう。

ここで提起されるのが、テロ対策枠組を通じて、既存の二国間同盟と多国間安全保障体制を地域的、多層的なネットワークとして戦略的収束を図る必要性である¹⁵²。そして、日米同盟という強固な同盟関係を保持しながらも、多国間安全保障を志向する日本こそは、この戦略的収束を実行する主体として、最も相応しいのではなからうか。

しかし戦略的収束を果たすには、テロ対策枠組において、同盟と多国間安全保障の間に存在する認識の差異を解消することが不可欠である。換言すれば、多国間枠組における最も重要、且つ解決の困難な問題であった「テロの定義」にまつわる問題点を避けて通ることは出来ない、ということである。テロとはつまり、主体、目的、手段の全てに於いて非対称的な行為であり、この解釈における認識の差異を解消することこそが、東アジアにおけるテロ対策枠組を実効性のあるものに昇華させるための重要な鍵であることに、疑念を挟む余地は無い。

そこで、必要且つ実現可能と目されるのが、第4章でも言及した「有志連合」の形式を採る多国間安全保障協力体制の実現である。既存の枠組の中で、最も大きな懸案とされてきた「テロの定義」問題を決着させることは、不可能に近い。この点で有志連合は、「意志ある主体同士の連携」である以上、「安全保障協力の具体的な目的・手段が明確化され、かつ参加国同士の利益の調整がよりスムーズに行われることになる」といったメリットを持つ¹⁵³。ここで定義された「テロ」に対して主体を募ることで、極めてアドホックな枠組が構築され得よう。ただし最も重要な条件として、参加の意思を持つ主体を排除しない枠組であることが求められる。これにより、当初は参加に消極的であった主体が、時間の経過に伴って枠組に参加することを可能にし、またこういった主体が枠組の成立を阻害する根拠を剥奪することが出来るのである。そして、この枠組において日

¹⁴⁹ 防衛庁編『日本の防衛 防衛白書 平成15年版』（ぎょうせい、2003年）、45頁。

¹⁵⁰ 外務省編『外交青書 第45号(平成14年版)』（財務省印刷局、2002年）、3-4頁。

¹⁵¹ 外務省編『外交青書 第46号(平成15年版)』（国立印刷局、2003年）、7頁。

¹⁵² 「多層的ネットワークモデル」とは、抑止・対処型の安全保障機能と、予防型の安全保障協力が相互に作用しあい、相互を補完するモデルを指す。東アジアに現存する、①同盟関係（日米同盟・米韓同盟・その他）、②協調的安全保障（ASEAN地域フォーラム・上海協力機構）、③ウェブ型安全保障（軍当局者間の協力等）のそれぞれを共存可能なものとして、域内諸国が有機的に結びつけていくことが求められる。

東アジアにおける予防外交の議論を進めていく際にも、抑止・対処型と予防型の安全保障機能の相互補完性を念頭において初めて、予防外交が現実性をもって国際安全保障に果たしうる役割を規定することができるからである。田中明彦他「東アジアにおける多安全保障協力体制の構築」（日本国際フォーラムホームページ、http://www.jfir.or.jp/j/pr/jf-pr-22/pr22_top.htm、2003年11月6日更新）。

¹⁵³ 田中明彦他「東アジアにおける多安全保障協力体制の構築」（日本国際フォーラムホームページ、http://www.jfir.or.jp/j/pr/jf-pr-22/pr22_top.htm、2003年11月6日更新）。

本がイニシアティブをとるべき、という主張は、上述の根拠に基づき一定の妥当性を持つ、と言えよう。

参考文献

雑誌・論文：

- 浅田和茂「国連テロ資金防止条約批准の無理と道理」『世界』（2002年6月）。
- 阿部純一「日米同盟の再構築をめぐる中国の対応 『日米防衛協力のための指針』見直しを焦点に」『Human security』（1997年2月）、111-124頁。
- 岩間陽子「国際安全保障における多国間主義」『国際政治』（2003年8月）、42-57頁。
- 小川新二「テロに対する国際的な枠組みについて」『法律のひろば』（ぎょうせい、2002年3月）。
- 片山善雄「北太平洋安全保障枠組みへの展望」『新防衛論集』第27巻第3号（1999年12月）、45-56頁。
- 佐藤宏「インド・ASEAN 関係の緊密化とその展望」財団法人国際通貨研究所編『（財務省委嘱）南アジア経済問題研究会』（2002年2月）、70-81頁。
- 重政公一「多国間安全保障メカニズムの中の第2トラック外交—アジア太平洋安全保障協力会議の理論的考察」『国際政治』第119号（1998年10月）、70-94頁。
- 嶋田数之「ARFは変化したか—協調的安保体制を求めて—」『軍縮問題資料』（2000年11月）、18-23頁。
- ジョン・ガーシュマン「東南アジア—対テロ軍事支援の限界と弊害」『論座』（朝日新聞社、2002年8月）。
- 白井京「短信：韓国 テロ防止法案」『外国の立法』212（2002年5月）、123-126頁。
- 神保謙「アジア太平洋地域における多国間安全保障協力」『慶應義塾大学修士論文』（1998年3月）。
- 神保謙「ASEAN 地域フォーラムと予防外交」『新防衛論集』第27巻第3号（1999年12月）。
- 添谷芳秀「米国のアジア太平洋政策における ASEAN—冷戦後安全保障への一視角—」『国際政治』第116号（1997年10月）、114-129頁。
- 高木誠一郎「中国とアジア・太平洋の多国間安全保障協力」『国際問題』（1997年1月）、53-67頁。
- 高原明生「東アジアの多国間主義—日本と中国の地域主義政策—」『国際政治』（2003年8月）、58-75頁。
- 多賀秀敏「東アジアの安全保障と地域交流圏」『軍縮問題資料』（1996年10月）、49-55頁。
- 滝田賢治「多国間主義の再定義とアメリカ外交」『国際政治』第133号（2003年8月）、11-27頁。
- 竹田いさみ「序章 多国間主義の検証」『国際政治』（2003年8月）、1-10頁。
- 玉木一徳「ASEAN 諸国の軍事協力と軍拡—『ASEAN 連帯』のなかの亀裂—」『国際政治』第116号（1997年10月）、80-96頁。
- 坪内淳「OSCEプロセスと ASEAN—アジア太平洋の安全保障分析枠組への序説—」『国際政治』第116号（1997年10月）、64-79頁。
- 坪内淳「安全保障対話とは何か—アジア太平洋におけるその意義と脱冷戦型安全保障研究の展望」『新防衛論集』第27巻第3号（1999年12月）、73-89頁。
- 中野聡「東南アジアに波紋 米国の対テロ戦争」『世界』（岩波書店、8月1日）。
- 西原正「アジア・太平洋地域と多国間安全保障協力の枠組み—ASEAN 地域フォーラムを中心に」『国際問題』（1994年10月）、60-71頁。
- 西原正「アジア太平洋における安全保障の枠組みと日本」『国際問題』（2000年3月）、58-52頁。
- 長谷川将規「ASEAN 地域フォーラム再考—アジア太平洋多国間安全保障対話の起源・現状・将来」『海外事情』（2001年1月）、74-91頁。
- 福島安紀子「平和構築—多国間安全保障の新たな取り組み」『NIRA 政策研究』（1998年11月）、76-81頁。
- 星野俊也「アジア太平洋地域安全保障の展開-ARF と CSCAP を中心として」『国際問題』（2001年5月）、34-47頁。
- 星野俊也「アジア太平洋地域における国際安全保障のシナリオ—同盟の論理と対話の論理」『Human security』

(1997年2月)、17-28頁。

山影進「ASEAN から見た東アジア地域主義の意義」財団法人国際通貨研究所編『(財務省委嘱) 東アジア研究会』(2003年)、48-57頁。

山口剛「ASEAN 地域フォーラム再考—The Future of Multilateral Security Frameworks in the Asia-Pacific—」『新防衛論集』第27巻第3号(1999年12月)、1-22頁。

大和修「複合重層型安保の萌芽 ARF」『軍縮問題資料』(1996年10月)、42-48頁。

山本吉宣「協調的安全保障の可能性」『国際問題』425号(1995年8月)、2-20頁。

書籍：

外務省編『外交青書 第44号(平成13年版)』(財務省印刷局、2001年)。

外務省編『外交青書 第45号(平成14年版)』(財務省印刷局、2002年)。

外務省編『外交青書 第46号(平成15年版)』(国立印刷局、2003年)。

小島朋之編『21世紀の中国と東亜』(一藝社、2003年)。

竹田いさみ・小島朋之編『東アジアの安全保障』(南窓社、2002年)。

田中明彦『複雑性の世界』(勁草書房、2003年)。

田中明彦監修、『外交フォーラム』編集部編『「新しい戦争」時代の安全保障』(都市出版、2002年)。

宮坂直史『国際テロリズム論』(芦書房、2002年)。

森本敏編『アジア太平洋の多国間安全保障 <JIIA 研究 9>』(日本国際問題研究所、2003年)。

ジョセフ・S・ナイ著、田中明彦/村田晃嗣訳『国際紛争 理論と歴史』(有斐閣、2002年)。

中華人民共和国国務院報道道弁公室編『2002年の中国の国防』(中華人民共和国国務院報道道弁公室、2002年)。

防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門 新版』(亜紀書房、2001年)。

防衛庁防衛研究所編『東アジア戦略概観 2003』(財務省印刷局、2003年)。

防衛庁編『日本の防衛 防衛白書 平成15年版』(ぎょうせい、2003年)。

中華人民共和国国務院新聞辦公室『2002年中国的国防』(中華人民共和国国務院新聞辦公室、2002年)。

新聞：

『朝日新聞』

『読売新聞』

『毎日新聞』

『産経新聞』

ホームページその他：

『外務省 HP』 URL : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

『在日米国大使館 HP』 URL : <http://japan.usembassy.gov/>

『首相官邸 HP』 URL : <http://www.kantei.go.jp/>

『総合研究開発機構 (NIRA) HP』 URL : <http://www.nira.go.jp/>

『北京週報 HP』 URL : <http://www.pekinshuho.com/>

『防衛庁 HP』 URL : <http://www.jda.go.jp/>

『日本国際問題研究所 HP』 URL : <http://www.jiia.or.jp>

『日本国際フォーラム HP』 URL : <http://www.jfir.or.jp/>

『チャイナネット HP』 URL : <http://www.china.org.cn/japanese/index.htm>

『US Department of State HP』 URL : <http://www.state.gov/>